

## 合名会社三井呉服店の組織

安岡重明

## はしがき

合名会社三井呉服店は、日本最古の合名会社のひとつである。明治二六年七月一日に施行された商法にのつとつて二六年に登記された合名会社は三八六社のばつた(別表参照)。三井呉服店は、延宝元年(一六七三)に発足した越後屋呉服店の後身であつて、合名会社になる前の歴史もきわめて長く、その意味からも、最も長い前史をもつ合名会社のひとつといいうるのである。

三井呉服店は、明治に入つて変転の歴史をたどつた。明治五年三月、三井一族(同苗十一家——ただし八家の場合もあつた)の所有をはなれて、あらたに創設された三越家に譲渡された呉服店の名儀人は、三越則兵衛、三越得右衛門を名のつたが、その名儀は、手代たちが一定期間引継ぎ、明治二〇年前後の時期に本家から、あらためて相続人が送りこまれたのである(安岡重明『財閥形成史の研究』昭和四五年、ミネルヴァ書房刊、三七〇頁以下)。そして民法・商法が公布され(明治二三年)、商法の一部が施行される前年の明治二十五年一月に本家から送りこ

商事会社の登記(明治26年)

地方裁判所	会社種別	件数
東京	合名資合株式	51 38 117} 計 206
京都	合名資合株式	14 29 23} 計 66
大阪	合名資合株式	26 66 105} 計 197
全国	合名資合株式	386 910 790} 計 2,086

出典、日本帝国統計年鑑、明治28年版

する必要がすくなくなってきた反面、一方では、民法・商法が公布・施行される情勢となってきた。ここで呉服業の所有形態を明確にする必要が生じた。そこで三越家の相続人として同族から「男家(伊皿子家)の次男則兵衛を養嗣子として送り込み、のちに絶家を再興させて連家にとりて、三井十一家の一員に加えた。三井物産会社の社主三井武之助、三井養之助についても同様の処置がとられた。三越の事業およびその資本については、呉服店から資本の増額と本家の信用を利用する必要が生じたので、このさい呉服店を吸収合併してほしい、と願い出る形をとっているのである。この措置は本家側の要求によるものと思われるが、その証拠はない。しかし、潜在的な所有権は一貫して本家がもっていたと考えるべきである(前掲拙著、二六二頁参照)。このときの関係文書のなかで、呉服店の責任者であつた手代たちは、明治五年から同二〇年頃にいたる期間の辛苦と呉服業立てなおしの功績を綿々と述べていることをみると、この措置は本家の一方的な要求によるものであつた感がつよい。

こうして、三井呉服店は名実ともにふたたび三井一族の所有に帰した。これは三井十一家の共有財産であつたから、今度は合名会社の制度をとつたとき問題が生じた。すなわち、合名会社三井呉服店契約によると、三井復太郎と三井得右衛門が社員となつてゐるが、それは形式だけであつて、三井十一家が實質的には社員である。三井家の他の事業、三井銀行・三井物産・三井鉱山の三社もこのとき合名会社となつたので、危険分散のために、各会社の社員にはそれぞれ別人があり、四社間の社員

の重複をさけたことは、すでに前掲拙著で指摘した。  
以下で紹介する三井呉服店の諸規則は、こうした内容をもつて、呉服店が近代的な会社制度を採用したとき、いったい、どのような制度をとつたかについて、興味ぶかい資料を提供するであろう。

### 合名会社三井呉服店契約

(三井文庫文書追一七二六一四)

我等一致合意ヲ以テ契約スル所左ノ如シ

#### 第一章 総 則

第一条 当会社ハ合名会社ノ法制ニ従テ組織シ其社名ヲ合名会

社三井呉服店ト称ス

第二条 当会社ハ内外織物真綿縞綿ノ販売及ヒ和洋服裁縫染織  
並綿紡績糸ノ製造販売ノ商事ヲ以テ営業トス

第三条 当会社ハ東京市日本橋区駿河町ニ本店ヲ置キ必要ノ地  
ニ支店ヲ置ク

第四条 当会社ノ存立時期ハ満二十箇年トス、但シ總社員ノ一

致決議ヲ以テ之ヲ延長スル事ヲ得

#### 第二章 社員ノ権利義務

第五条 社員ハ当会社業務ノ実況ヲ監視シ帳簿書類ヲ検査シ且

ツ此事ニ關シテ意見ヲ述ル事ヲ得、但シ業務担当者ニアラ  
サレハ当会社ノ業務ヲ處理スル事ヲ得ス

第六条 各社員ハ当会社ニ對シ正直ナル商人ノ自己ノ事務ニ

## 合名会社三井呉服店の組織

テ為スト同シキ勉励注意ヲナス責務アリ、其責務ニ背キ当  
会社ニ損害ヲ生セシメタルトキハ之ヲ賠償スル事ヲ要ス

第七条 社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ其出資又ハ会  
財産中ノ持分ヲ減スル事ヲ得ス、又之ヲ他人ニ譲渡ス事

ヲ得ス  
第八条 社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ新ニ第三者ヲ  
入社セシメ又ハ第三者ヲシテ己レノ地位ニ代ハラシムル事

ヲ得ス  
第九条 社員死亡シタルトキハ其権利義務ハ當然相続人ニ移転  
スヘシ、但業務担当者ノ権利ハ此限ニアラス

第十条 社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ退社スル事ヲ  
得ス

第十二条 社員未成年者ナルトキハ後見人ヲシテ其責務ヲ負ハ  
シメ法律上無能力者トナリタルトキハ財産管理人ヲシテ其  
責務ヲ負ハシム

第十三条 当会社ノ損益ヲ共分スル割合ハ各社員ノ出資金額ニ  
準シ各社員平等同一タルヘシ

第十四条 社員カ業務担当ノ任ナクシテ業務担当ノ所為ヲナシ  
取引ヲナシ又ハ之ニ与カルヲ得ス

第十五条 当会社ノ業務ニ付テハ先ツ会社ノ財産之ヲ負担シ次  
ニ各社員其全財産ヲ以テ連帶ニ之ヲ負担ス

第十六条 退社ノ社員ハ退社前ニ係ル当会社ノ義務ニ付退社後  
二箇年間仍ホ全財産ヲ以テ其責務ヲ負フ、但シ第三者ヲシ  
テ己レノ地位ニ代ハラシメタル場合ニ於テモ亦本条ノ規定  
ヲ適用ス

## 第三章 業務担当社員

第十七条 総社員ノ多數決ヲ以テ当会社ノ業務担当者一名ヲ撰  
任シ之ヲ社長ト称シ契約及ヒ社員會議ノ決議ニ遵ヒ当会社  
一切ノ業務施行ノ責ニ任セシム

第十八条 業務担当者ノ任期ハ満一ヶ年トス

第十九条 業務担当者ハ代務ノ委任又ハ解任ヲ為ス権利アリ  
第四章 契約変更

第二十条 当会社ノ契約ハ總社員ノ承諾アルニアラサレハ変更ス  
ル事ヲ得ス

## 第五章 会計

第二十一条 当会社ノ会計ハ毎年六月末十二月末ノ二期ヲ以テ決  
算シヒ次ノ半年間ノ収支ヲ予算シ事業報告書ト共ニ之ヲ

社員會議ニ提出シテ社員ノ検査及ヒ認定ヲ受クベシ

第二十二条 当会社業務担当者ノ報酬、積立金又ハ社員ノ利益配  
当ハ社員會議ニ於テ之ヲ定ム

## 第六章 解散

第二十三条 当会社ハ總社員ノ一致決議ヲ以テ解散スル事ヲ得  
ツ其損害ヲ賠償セシム

第二十四条 当会社ハ總社員ノ一致決議ヲ以テ解散スル事ヲ得  
ツ其損害ヲ賠償セシム

ル取引ヲ完結シ又ハ現ニ存在スル義務ヲ履行シ未収ノ債権ヲ行用シ及ヒ解散ニ付テ必要ノ事務ヲ取扱ノ外一切ノ業務ヲ停止スヘシ

第廿五条 解散ノ決議ヲ為スト同時ニ總社員ノ多數決ヲ以テ清算人ヲ選定スヘシ

右契約ノ証シトテ各自記名調印候也

明治廿六年

三井復太郎  
三井得右衛門

合名会社三井呉服店契約について説明を加える。この契約はおおむね明治二六商法(法律九号)にのつとっている。商法上で明示されていない条は、社員が未成年および無能力者のときの後見人、財産管理人を規定した第一条、業務担当者(社員)を社長と規定した第一七条、業務担当者の任期をきめた第一八条、会計に関する第二一、一二二条、解散に関する二四条などである。

この契約は、しかしながら、草案であるのか、実際のものであるのか、はつきりしない。一方、「合名会社三井呉服店契約」(三井文庫文書、追八三九一十)という文書があり、この表紙には符箋があつて「明治三十一年十月改定草案」とかかれている。この文書は版刷のものであり、一部筆で修正が加えられている。これは工業部が呉服店工業部へと縮少されるときの改定草案かと思われる。そしてこの草案は、さきの契約よりも整備された体裁をとっている。これをみると右にかげた明治二六年の契約は、三一年の改定草案までに、修正されたかも知れ

ないものである。

明治三一年のこの改定草案で注目すべきは、第一四条と第三七条である。「第十四条 社員ハ如何ナル場合ト雖モ其持分ノ割合ヲ変更スルコトヲ得ス、第二十条ノ但書ノ規定ニ依リテ資本金ノ総額ヲ増加シタルトキハ各社員ノ出資増額ハ其持分ノ割合ニ応シテ之ヲ定ム」。「第三十七条 社員ノ議決権ハ其出資額ノ多寡ト業務担当ノ任アルト否トヲ問ハス總テ平等トス、但将来法律ノ改正ニ因リ議決権ニ等差ヲ立ツルコトヲ得ルニ至ラハ各社員ノ議決権ハ其持分ニ応シテ之ヲ定ムヘシ」。この条では、出資額の比率(持分)に応じた議決権を設定したいという希望が明白にのべられている。明治二六年の商法では、その第八九条に「社員ノ議決権ハ其出資ノ額ニ応シテ等差ヲ立ツルコトヲ得ス」と定められていたため、持分に応じた議決権を設定することができなかつたと思われる。

なお二三年商法においては、合名会社は社員を二人以上、七人までと規定しているので、三井十一家全員がそれぞれの合名会社(銀行、鉱山、物産、呉服の四社)の社員となれなかつた事情がある。「二人以上七人以下共通ノ計算ヲ以テ商業ヲ営ム為メ金錢又ハ有価物又ハ労力ヲ出資ト為シテ共有資本ヲ組成シ責任其出資ニ止マラサルモノノラ合名会社ト為ス(第七四条)」。しかし二六年商法では「七人以下」の制限がとり去られたので、十一家全員が社員となれるようになつた。三井を念頭において旧商法の合名会社の規定ができたとする渋沢栄一の言は、この点をいうのであろうか(『三井銀行八十年史』一二六頁)。

## 二

いまのべたように、明治三十一年一〇月には、契約が改定されたが、さらに同年一一月八日と一五日にも一部改定された。すなわち、つぎの「合名会社三井呉服店契約」(追八三九一一二)にはその表紙に「明治三十一年十月改定、朱書同年十一月十五日改定」と記されており、これは事実であったと思われる。以下はその全文である。

## 合名会社三井呉服店契約左之通り改定ス

(追八三九一一〇)

## 第一章 総則

第一条 当会社ハ合名会社ノ法制ニ徒ヒ之ヲ組織ス

第二条 当会社ハ合名会社三井呉服店ト称ス

第三条 当会社ハ左ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

一 呉服類販売及裁縫染織ノ事業

二 製糸、紡績及ヒ織物ノ事業

第四条 当会社ハ東京市日本橋区駿河町ニ本店ヲ置キ必要ノ地

ニ支店又ハ出張所ヲ置ク

第五条 当会社ノ存立期間ハ明治廿六年九月七日ヨリ満五十ヶ年トス、但期間満了前六ヶ月内ニ於テ社員中ヨリ反対ノ申出ナキトキハ比契約ハ五十ヶ年間之ヲ更新シタルモノトス

爾後期間満了後契約更新ノ手続亦同シ

第六条 期間満了前反対ノ申出ヲ為シタルトキハ營業期間ノ更新ハ総会ノ決議ニ依リ之ヲ定ム、但此決議ニ不服ナル者ハ

## 契約更新ノ際退社ヲ為スコトヲ得

## 第二章 社員

第七条 当会社ハ三井八郎右衛門、三井元之助、三井源右衛門

三井高保、三井八郎次郎、三井三郎助、三井復太郎、三井

守之助、三井武之助、三井養之助及ヒ三井得右衛門ヲ以テ

社員トス

第八条 各社員ハ第三者ニ対シテ無限責任ヲ負フニ拘ハラス社員間ニアリテハ出資ノ額ニ応シテ責任ヲ分担スヘキモノト

ス

第九条 社員ハ業務担当者ニ非サレハ当会社ノ業務ヲ処理スルコトヲ得ス

第十条 社員ハ何時ニテモ業務ノ実況ヲ監視シ当会社ノ帳簿其他ノ書類ヲ検査シ営業ニ関シテ意見ヲ述ルコトヲ得

第十一條 各社員ハ業務担当ノ任アルト否トヲ問ハス等シク当会社ニ対シテ忠実ナルヘキ義務アリ、此義務ニ背キ当会社ニ損害ヲ生セシメタルトキハ之ヲ賠償スルコトヲ要ス

第十二條 社員ハ如何ナル場合ト雖モ第三者ヲ入社セシメ又ハ第三者ヲシテ己ノ地位ニ代ハラシムルコトヲ得ス、但第十三條 社員隠居又ハ死亡シタルトキハ其社員トシテノ権利義務ハ當然家督相続人ニ於テ之ヲ承継ス

第十四條 社員ハ如何ナル場合ト雖モ其持分ノ割合ヲ変更スルコトヲ得ス

第十九條 但書ノ規定ニ依リテ資本金ノ總額ヲ増加シタルト

キハ各社員ノ出資額ハ其持分ノ割合ニ応シテ之ヲ定ム  
第十五條 社員ハ如何ナル場合ト雖モ其持分ヲ譲渡シ又ハ之ヲ  
担保ニ供スルコトヲ得ス

第十六條 社員カ當会社ノ利益ヲ享受シ損失ヲ負擔スル割合ハ  
其持分ニ応シテ之ヲ定ム

第十七條 社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ自己ノ爲ニス  
ルト他人ノ爲ニスルトヲ問ハス當会社ノ業務ニ同シキ取引  
ヲ爲シ又ハ之ニ與カルコトヲ得ス

第十八條 社員ハ如何ナル場合ト雖モ退社スルコトヲ得ス、但  
第六條及ヒ第十三條ノ場合ハ此限ニ在ラス

### 第三章 資本金

第十九條 当会社ノ資本金總額ハ金壹百萬円トス、但總会ノ決  
議ヲ以テ之ヲ増加スルコトヲ妨ケス

第二十條 各社員ハ資本總額ニ對シ左ノ割合ヲ以テ出資ヲ分担  
ス

一千分ノ二百三十	三井八郎右衛門
一千分ノ百十五	三井元之助
一千分ノ百十五	三井源右衛門
一千分ノ百十五	三井高保
一千分ノ百十五	三井八郎次郎
一千分ノ百十五	三井三郎助
一千分ノ三十九	三井復太郎
一千分ノ三十九	三井守之助
一千分ノ三十九	三井武之助

第一千分ノ三十九	三井養之助
一千分ノ三十九	三井得右衛門
各社員ノ持分ハ前項ニ掲タル金額ノ割合ニ依ル	
第二十一條 第三條ニ掲タル各種營業ノ中特ニ其營業資金額 ヲ定ムルノ必要アルトキハ營業規則ヲ以テ之ヲ定ムベシ	
第二十二条 社員中互選ヲ以テ一名ノ業務担当社員ヲ定メ之ヲ 社長トス	
第二十三条 社長ハ當会社ヲ代表シ此契約及ヒ總会ノ決議ニ從 ヒ一切ノ業務ヲ施行スル責ニ任ス	
第二十四条 社長ノ任期ハ満三ヶ年トス、但重任スルコトヲ妨 ケス	
第二十五条 社長ハ營業規則ノ定ムル所ニ従ヒ代務ノ委任又ハ 解任ヲ爲スコトヲ得	
第二十六条 当会社ニ專務理事一名ヲ置ク、專務理事ノ外必要 アルトキハ理事若干名ヲ置クコトヲ得	
第二十七条 專務理事ハ社長差支アルトキ其職務ヲ代理ス	
第二十八条 專務理事及ヒ理事ハ社長ヲ輔ケテ事務ヲ掌理ス 專務理事ノ外理事ヲ置ク場合ニ於テ其職務ノ分掌ハ營業規 則ノ定ムル所ニ依ル	
第二十九条 当会社ニ監査役二名ヲ置ク、監査役ノ任期ハ満三 ヶ年トス、但重任スルコトヲ妨ケス	
第三十条 監査役ハ當会社ノ業務ノ施行及ヒ会計並ニ財產ノ狀 況ヲ監査ス	

第三十一条 専務理事、理事及ヒ監査役ノ選任及ヒ解任ハ總会ノ決議ニ依ル

決ス但議長ハ他ノ社員ト同シク自己ノ投票權ヲ有スルモノトス

## 第五章 總会

第三十二条 總会ハ通常總会及ヒ臨時總会ノ二種トス

第三十三条 通常總会ハ毎年一月及ヒ七月ノ兩度ニ於テ之ヲ招集シ前半期ノ諸計算書、財產目錄貸借対照表及ヒ事業報告書ヲ調査シ利益分配案ヲ議決スルモノトス

第三十四条 臨時總会ハ社長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ總社員四分ノ一以上ノ請求アルトキ社長之ヲ招集ス

第三十五条 總会ヲ招集スルニハ會議ノ目的、時日及ヒ場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ少クトモ七日前ニ各社員ニ通告スルコトヲ要ス但急施ヲ要スル事項ニ付テハ通知ノ期日ヲ短縮スルコトヲ得ス

第三十六条 總会ニ於テハ少クトモ總社員ノ五分ノ三以上出席シ且其持分總社員ノ持分ノ半額ヲ超ユルニ非サレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス

第三十七条 社員ノ議決權ハ其出資額ノ多寡ト業務担当ノ任アルト否トヲ問ハス總テ平等トス、但將來法律ノ改正ニ因リ議決權ニ等差ヲ立ツルコトヲ得ルニ至ラハ各社員ノ議決權ハ其持分ニ応シテ之ヲ定ムヘシ

第三十八条 總会ノ議長ハ社長之ニ任ス、社長出席セサルトキハ出席社員ノ互選ヲ以テ議長ヲ定ム可シ

第三十九条 總会ノ議決ハ本契約ニ特別ノ定アル場合ヲ限ク外投票權ノ過半数ニ依ル、若シ可否同数ナルトキハ議長之ヲ

第四十条 總会ノ議事ハ之ヲ議事録ニ記載シ議長署名捺印シテ之ヲ保存スルコトヲ要ス

第四十一条 社員カ無能力者ナルトキハ其法定代理人之ニ代ハリテ總会ニ出席シ議決ニ加ハルコトヲ得

第四十二条 社員自ラ出席スルコト能ハサルトキハ委任狀ヲ以テ他ノ社員ニ代理ヲ委託スルコトヲ得

第四十三条 専務理事、理事及ヒ監査役ハ社員ニ非ザル者ト雖モ總会ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得、但議決ニ加ハルコトヲ得ス

## 第四章 営業規則

## 第六章 会計

第四十四条 当会社ノ營業規則ハ總会ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五条 社長ハ毎年一月及ヒ七月ノ兩期ニ於テ總決算書、財產目錄、貸借対照表及ヒ事業報告書ヲ調製シ總会ニ提出シテ其認可ヲ受クルコトヲ要ス

第四十六条 当会社ノ積立金ハ總会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム、但其額ハ少クトモ當期純益金ノ二分ノ一以上タルコトヲ要ス

第四十七条 役員及ヒ雇員ノ俸給并ニ賞與ハ總会ノ議決ヲ以テ定メタル規定ニ從ヒ之ヲ支給ス

## 第七章 解散

第四十八条 当会社ハ總社員ノ一致決議アルニ非サレハ之ヲ解散スルコトヲ得ス

第四十九条 解散ノ場合ニ於テハ既ニ始メタル取引ヲ完結シ又

ハ現ニ存在スル義務ヲ履行シ未収ノ債権ヲ行用シ其他解散ニ付キ必要ナル事務ヲ取扱フノ外一切ノ業務ヲ停止スヘシ第五十条 解散ノ決議ヲ爲スト同時ニ議決權ノ過半数ヲ以テ清算人ヲ選定スヘシ

### 第八章 附 則

第五十一条 此契約ノ條項ハ總社員ノ同意アルニ非サレハ之ヲ変更スルコトヲ得ス

### 三

つぎに合名会社三井呉服店營業規則をみよう。このときはまだ、工場としては新町紡績所が呉服店に所属しているだけである。制度上興味をひく点をひろってみる。第一三条では、自己の不注意により生じた損害は弁償するよう定められている。会社の役員としては、元締役三名以上がおかれ、これが重役である。ついで、名代役、支配役、副支配役、組頭役、上座役がおかれている江戸時代の呉服店の職名は、大元締、元締、加判名代、元方掛名代、勘定名代、名代、後見、通勤支配、支配、組頭、役頭、連役、上座、平役、子供であったから、相当大幅に職名が減少している。一定の合理化があつたことを推察させる。つぎに仮評議会との関係についてみると、第二一条で「重役ノ撰定點跡ハ仮評議会経同ノ上社長之ヲ任命ス」、第二九条で、「ノ染織及」並綿紡績糸ノ製造販売ノ商事ヲ以テ營業ノ目的予算につき「社長ハ之ヲ仮評議会ニ差出シ認可ヲ受クヘシ」とあったのが、削限されている。合名会社三井呉服店が発足した明治二六年九月七日には、まだ仮評議会は存在していた。それ

が同族会にとって代られたのは、同年一一月一日である。仮評議会の廃止によって、右の部分が削られたのである。このように合名会社三井呉服店は、制度上は独立の企業であったが、最高人事権と予算権を仮評議会に握っていたから、その独立性はまったく外見上だけであった。

決算は年一回、各店から貸借勘定および損益書が提出され、会社全体として決算される(第三〇条)。貸借表は毎月末に本店へ報告される。商品仕入については、毎期の成績をみて決定し、決して冒険の見込買をしてはいけないと定めている(第三二条)。第三六条の文意は不明瞭である。純益の二割を積立金とし、二割を賞与金とする(第四〇条)。純益の二割を店員の賞与とする制度は明治三年にはじめられたが、このときも同率で継続していることがわかる。

以下に掲示した諸規則のなかで、傍線部分は原文で削限された字句であり、「」内のは原文に書き加えられた字句である。

### 合名会社三井呉服店營業規則(追一七一六一五)

#### 第一章 総 則

第一条 三井呉服店ハ内外織物真綿縫綿ノ販売及和洋服裁縫ノ染織及並綿紡績糸ノ製造販売ノ商事ヲ以テ營業ノ目的

トス

第二条 当会社ハ本店ヲ東京市日本橋区駿河町ニ置キ各支店出

張所紡績所及紅店ヲ左ノ場所ニ置ク

大坂支店

大阪市東区高麗橋三丁目

## 合名会社三井呉服店の組織

京都支店

京都市室町通一条  
上州新町

新町紡績所

桐生出張所

上州桐生二丁目  
武州八王子南横町

京都紅店

京都市小川通長者町

第三条 各支店出張所紡績所及紅店ハ本店ノ指揮ヲ受ケ主管ノ業務ヲ営ムモノトス

## 第二章 分課及職務

第四条 本店ノ一部ヲ分テ洋服店トシ外国織物洋服裁縫及ヒ之ニ附屬ノ物品ヲ販売ス

第五条 本店ニ左ノ諸係ヲ置ク

計算係

仕入係

帳場係

訛物係

出納係

売場係

雜務係

第六条 計算係ハ諸勘定ヲ明カニ記帳シ毎月末ノ貸借表ヲ製シ且各店ノ計算ヲ調査ス

第七条 仕入係ハ綿布仕入木綿仕入洋服地仕入ノ三係ニ分担シ商品ノ景況ヲ考量シテ物品ノ仕入ヲ為スモノトス

第八条 帳場係ハ商品ノ出入ヲ明細ニ記帳シ力メテ売掛代金ノ滞ラサルヲ計ルヘシ

ムヘシ

## 第三章 役員

第廿条 当会社ニ元締役三名以上ヲ置キ重役以外ニ左ノ役員ヲ

置ク

名代役 支配役 副支配役 組頭役 上座役

第九条 謂物係ハ顧客ノ注文ニ応シ確実ニ其約束ヲ履行スヘシ  
第十条 出納係ハ金銭ノ出納ヲ明カニシテ重役ノ認印ヲ証トシテ受渡ヲ爲シ餘剩金ハ銀行ニ預入ノ手続ヲ為スヘシ

第十一条 売場係ハ能ク顧客ノ嗜好ヲ察シ力メテ物品ノ需要ヲ喚起スル事ヲ計ルヘシ

第十二条 雜務係ハ日用需要品ノ買入其他一切ノ諸賄ヲ担当シ経費金ノ支出ヲ明カニシテ月末ニ至リ月表ヲ製スヘシ

第十三条 各係ニ主任ヲ置キ部下ノ係員ヲ指揮スヘシ  
但各主任及係員自己ノ不注意ヨリ生シタル損害ハ各自弁償

ノ責ニ任スヘシ

第十四条 大坂支店ハ本店同一ノ職務ヲ以テ営業ニ從事スヘシ

第十五条 京都支店ハ本店及大坂支店ノ注文ニ応シ各種商品ノ買入ヲ為スヘシ

第十六条 紡績所ハ織綿紡績糸ノ製造及販売ヲ為スヘシ

第十七条 桐生及八王子出張所ハ本店ノ指揮ニ從ヒ商品ノ買入ヲ為ス可シ

第十八条 京都紅店ハ本店ノ注文ニヨリ一切ノ染物ノ職務ニ從事スヘシ

第十九条 各支店出張所紡績所及紅店ノ事務細則ハ別ニ之ヲ定

第五章 雜則  
第一廿一条 重役ノ撰定點防ハ仮評議会經同ノ上社長之ヲ任命ス

第一廿二条 重役以外ノ雇員ハ社長重役ノ協議ヲ以テ點防スルモ

ノトス

第一廿三条 社長ハ諸規則及重役會議ノ決議ニ依リ一切ノ店務ヲ

総理ス

第一廿四条 元締役ハ社長ヲ輔佐ス、社長事故アルトキハ任命之

カ代理ヲ爲ス、但若干名ヲ撰テ常務元締トス

第一廿五条 名代役ハ社長元締役ノ指揮ニ従ヒ一部ノ事務ヲ分掌

シテ處理ス

第一廿六条 支配役以下ノ雇員ハ重役ノ任命ニ依リ諸務ニ従事ス

第一廿七条 各支店出張所紡績所及紅店ニ支配人ヲ置キ重役ノ指

揮ニ従ヒ諸務ニ従事ス

第一廿八条 毎週一回以上重役會議ヲ開キ事務ノ要領ヲ協議ス

但重役會議規則ハ別ニ之ヲ定ム

#### 第四章 会計

第一廿九条 当会社ノ予算ハ毎年五月十一月決算ハ毎年一月七月

ノ兩度ニ調製ス、社長ハ之ヲ仮評議会ニ差出シ認可ヲ受ク

ヘン

第三十条 每半期ノ決算ニ至リテ各店ハ其期ノ貸借勘定及損益

書ヲ製シ一月七月ニ本店へ差出スヘシ

第三十一条 各店損益勘定ハ本店へ移シ会社全体ノ損益勘定ヲ

調製スヘシ

第三十二条 各店ハ毎月末ニ至リ貸借表ヲ製シ本店ニ差出スヘ

シ

#### 第五章 雜則

第三十三条 商品ノ仕入ハ毎期決算勘定ノ成績ニヨリ其売捌高

ヲ標準トンテ販路ノ景況時好ノ如何ヲ推究觀察シテ仕入員

数ヲ予定シ決シテ冒險ノ見込買ヲナスヘカラス

第三十四条 時好ニ適セサルモノ又ハ痛ミ品等ハ別記除藏シ置

キ社長重役ニ稟議シテ所分スヘシ

第三十五条 商品買入注文ヲ契約スルトキハ書面契約ヲナシ現

品到着ノ上代金ヲ払渡スヘシ

但場合ニヨリ内金トシテ相当ノ金額ヲ払渡スヲ得ヘシトモ一切前渡金ヲナスヲ禁ス

第三十六条 顧客注文ノ物品ヲ手持セサル場合ニ一時其物品ヲ

貸借シテ其用ニ供スル爲メニ予メ契約ヲ以テ其取引店ヲ定

め置クヘシ、如何ナル同業者若クハ信認者ト雖トモ此手続

ニ依ラサレハ決シテ取引ヲナスヘカラス

第三十七条 当商店ノ所有スル商品ハ毎季ノ初二於テ各品ヲ点

検シ當時ノ相場ニヨリ代価ヲ更正スヘシ

第三十八条 前条ノ場合ヨリ損失ヲ生シ或ハ滞貸又ハ時好ニ適

セサル不捌品等ノ為ニ損失ヲ來サントスルトキハ其金額ヲ

見積リ利益金中ヨリ相当ノ積立金ヲナスヘシ

第三十九条 顧客ノ注文ヲ受クルトキハ少クモ其代価十分ノ三

内金ヲ要收スヘシ

第四十条 当会社ノ純益中ヨリ貳割ヲ以テ積立金(トシ残額ノ)

式割ヲ以テ賞与金ニ充ツルモノトス

第四十一条 当会社雇員ノ給料旅費及賞与金ハ別ニ定ムル規則

ニ依ル

第四十二条 当会社ノ重役及雇員ハ自ラ商工業ヲ営ミ又ハ他ノ

会社商店ノ役員被雇人ト為ルヲ得ス

第四十三条 店員ヲ雇入ル、トキハ本人平素ノ品行性質及商業

ニ適當ナルモノヲ撰ミ武人以上ノ保証人ヲシテ本人ノ行為

ヲ保証セシメ尚本人ニ誓詞ヲ爲サシムヘシ

但書式ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四条 当会社員ハ總テ禮讓ヲ重シ平素ノ行為ヲ謹ミ品行

方正ナルヘシ

第四十五条 此内規ノ変更及廃止ヲ要スルトキハ社長ノ承諾ス

ルニ非サレハ之ヲ行フヲ得ス

#### 四

つぎに「合名会社三井吳服店規則細則」をみよう。店員雇入

については、雇主側の解雇の自由、と被傭者による損害弁償を内容とする身元引受証が提出される(第二条)。平手代以上は多額の身元金を預け入ればならない(第五条)。その身元金には利子が払われる(第六条)。この身元金は損害弁償のための保証金の性質をもつていたのである。

欠勤についての取りあつかいは、現在からみればかなりきびしいが、当時の習慣の中ではどうであつたろうか。賞与は毎期賞与、特別賞与、皆勤賞与の三種からなり、勤務に精励するよう定められている。責罰は、解雇、貶等、譴責の三種からなる。休暇、宿直についても、かなりくわしく定められている。

とくに宿直については嚴重ナルールが定められている。

合名会社三井吳服店規定細則(追一七二六一六)

会社契約及ヒ營業規定ニ準拠シ茲ニ店員雇入ニ閑スル事

項、給料、旅費及ヒ滞在日當、賞与、責罰、休暇、宿直ニ

閑スル規則ヲ定ムル事左ノ如シ

#### 第一章 店員雇入

第一条 店員ヲ雇入ル、時ハ本人平素ノ品行性質及ヒ商業ニ適

当ナルヤ否ヲ稽査シテ之ヲ撰任スヘシ

第二条 店員ヲ雇入レタルトキハ營業規則第四十三条规定ニ

從ヒ左ノ書式ニヨリ身元引受証ヲ差出サシムヘシ

身元引受証(用紙美濃紙  
一錢印紙貼用)

何府何町何番地族籍

何年何月生

誰

右者今般貴社へ御雇入相成候ニ付テハ御規則堅ク相守リ只管忠實ヲ旨トシ職務勉励可仕候万一事務ニ不堪又ハ貴社ノ御都合ニ拗リ何時御解雇相成候共聊カ異議無之勤務中何等不都合相醜シ御損害ヲ招キ候節ハ保証人ニ於テ屹度弁償將明ケ申毫モ貴店へ御迷惑相掛申間敷候、為後日本人連署ノ上身元引受証仍テ如件

年月日 保証人 何 某 印  
同 何 某 印

第三条 身元引受人ハ東京市内在住ノモノニ限ル、若シ移転其

## 料(安岡)

他ノ変更アルトキハ其都度本人ヨリ届出ヘシ  
第四条 平手代以上ノ店員ハ其身元ヲ保証シ且ツ退任ノ後自營  
ノ用ニ供セシムル為メ左表ニ定ムル所ノ身元金ヲ預入レシ

ム

元締役	五千円	名代役	三千円
支配役	貳千円	副支配	壹千円
組頭	七百円	上座	五百円
平手代	三百円		

第五条 身元金ハ雇入ノ節之ヲ預リ其証トシテ会社ノ印章及重

役員ノ押印アル預リ証ヲ交付スヘシ

第六条 身元金ハ年分ノ利子ヲ付シ毎半期計算ノ上之ヲ附与

スヘシ

但利子計算ハ一ヶ月ヲ折半シテ十五日以前ハ全月分十六日  
以後ハ半月分ヲ付ス

第七条 身元金ハ退任或ハ死去ノ際ニアラサレハ之ヲ還附セス  
第八条 身元金ノ預リ証ハ質入、書入、売買、譲与ノ効力ヲ有

セス

第九条 不正ノ所為又ハ過失錯誤ヨリ生スル損害ノ賠償ヲ徵收

スル場合ニ於テ之レカ弁金ヲナス事能ハサルモノハ身元金

ヲ以テ之ニ充テ更ラニ規定ノ身元金ヲ預ケ入レシム

但身元金要償額ニ充タサルトキ其不足ヲ徵收スルハ他ノ手  
続ニ拵ル

第十一条 昇級ニヨリ相当身元金ニ不足ヲ生シタルトキハ毎半期

ノ末ニ於テ其不足額ヲ預入レシム

第十二条 身元金預リ証ヲ紛失シタルトキハ其事由ヲ具シテ更  
ニ預リ証ノ下付ヲ乞フヘシ

## 第二章 給料旅費及滞在日当

第十三条 店員ノ等級ニ応シ月給ヲ定ムル事左ノ如シ

元締役	上給 金百円以上	上座役	金拾五円以上
名代役	下給 金七拾五円以上	平手代	金拾円以上
支配役	金三拾円以上	平手代見習	金七円以上
副支配役	金五拾円以上	平下見習	金五円以上
組頭役	金式拾円以上		

第十四条 疾病ニ罹リ欠勤スルモノハ、其日ヨリ起算シテ満二  
ヶ月迄ハ月給ノ全額、二ヶ月ヲ踰レハ半額ヲ給シ、三ヶ月  
以後ニ涉ルモノハ之ヲ給セス

第十五条 父母ノ疾病其他不得止事故アリテ願済ノ上帰省旅行  
又ハ欠勤スル者ハ満一ヶ月ノ後ハ半額ヲ給シ二ヶ月ヲ踰レ  
ハ之ヲ給セス

第十六条 解雇ノ者事務引継ノ為又ハ後日調査ノ為メ特ニ出店  
セシムルモノハ旧等ニ準シ月給日割ヲ以テ給与ス、尤モ過  
失ニ於テ其不足額ヲ預入レシム

失若クハ不正ノ事件ニ係ルモノハ此限ニアラス

第十七条 職務ニヨリ各地ニ出張スルモノハ左ノ旅費及ヒ滯在

日当ヲ給与ス、各支店出張所へ赴任スルモノモ亦之ニ準ス

但物価ノ高低ニヨリ其金額ヲ増減スル事アルヘシ

一 東京、京坂間 金三拾五円 金武拾円 金拾五円

一 東京、八王子間 金三円五拾錢 金武円五拾錢 金壹円五拾錢

一 東京、桐生間 金五円 金三円五拾錢 金武円

一 東京、横浜間 金五円 金三円五拾錢 金武円

一大坂、西京間 金武円 金壹円五拾錢 金壹円

一 東京、新町間 金五円 金壹円五拾錢 金壹円

一 大坂、西京間 金武円 金壹円五拾錢 金壹円

一 帰在日當 金壹円 金七拾五錢 金五拾錢

但支店出張所々在地ハ之ヲ給セス

第十八条 昼夜急行其他特ニ費用ヲ要スルトキハ別ニ手当金ヲ

給与スル事アルヘシ

第十九条 滞在日當ハ着ノ翌日ヨリ起算シ其日數ニ応シ之ヲ給

与ス

第二十条 旅費及滯在日當ハ帰店ノ後受取証書ヲ製シ元締役ノ檢

印ヲ得テ之ヲ受取ルヘシ

但出発前重役ノ認可ヲ得タル上其往復里程ト滯在日數ヲ予

算シテ其十分ノ八以内ノ金額ヲ受領シ帰店後過不足ヲ決算

スル事ヲ得

第二十二条 出張地ニ於テ職務ニ係ル交際上ノ費用ハ確証ヲ以テ

帰店後其事由ヲ具シテ重役ノ認可ヲ経テ之ヲ受取ルヘシ

### 第三章 賞与

第廿二条 賞与ヲ分テ左ノ三トス

一 每期賞与

一 特別賞与

一 皆勤賞与

第廿三条 每期賞与ハ半期決算ノ後営業上ノ利益ト向後ノ商況

ヲ参照シ各店員ノ勤怠及業務ノ成績ニ応シ之ヲ附与スルモノトス

ノトス

第廿四条 特別賞ハ非常ノ功績アリテ其行為他ノ標準トナルヘキモノニ特ニ之ヲ与フ

第廿五条 皆勤賞ハ一年ヲ通シテ規定ノ休暇ヲ除クノ外一日モ

欠勤ナキモノニ之ヲ与フ

第廿六条 各賞与ノ金額又ハ物品ハ重役會議ノ議決ニ拠ル

### 第四章 責罰

第廿七条 店員ニシテ左ノ各項ニ触ル、モノハ責罰ヲ加フ

第一 会社ノ成規命令ニ背ク者

第二 不正ノ所為ヲ行フ者

第三 自己ノ不注意ニヨリ損害ヲ生セシ者

第四 職務上ニヨリ自己ノ利益ヲ因ル者

第五 執務ニ懈怠疎漏ナル者

第六 主務ノ権限ヲ超ヘ専断スル者

第七 名譽ヲ害シ信用ヲ損スル者

第八 不品行ニシテ訓戒ヲ加フルモ改悛セサル者

第廿八条 責罰ヲ分テ左ノ三トス



## 合名会社三井呉服店の組織

## 五

「合名会社三井呉服店重役会内規」は、仮評議会との関係が規定されているので、これは、三井呉服店が発足した当初のものであろう。

## 合名会社三井呉服店重役会内規（追一七二六一七）

第一条 当会社ハ假評議会ノ決議ヲ以テ元締三名以上ヲ置キ社長ヲ補佐シ一切ノ業務ヲ施行スルノ責ニ任ス

第二条 元締ノ任免黜陟及ヒ賞罰ハ假評議会ノ決議ヲ以テ社長之ヲ施行ス

第三条 社長事故アルトキハ元締ヲシテ代務セシム

第四条 元締ノ責任ハ席ノ上下ヲ問ハス同一トス

第五条 元締ハ毎曜日会議ヲ開ク業務一切ノ事ヲ評議ス

第六条 元締会ノ会長ハ社長之ニ当ル

第七条 元締会ハ元締過半数ノ出席スルニ非レハ之ヲ開ク事ヲ得ス

第八条 元締会ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ会長之ヲ決ス

第九条 元締会ハ社長ノ見込又ハ元締ノ請求ニ依リ何時ニテモ之ヲ開ク

第十条 議事ノ都合ニヨリ書面ヲ以テ便宜社長及元締ノ意見ヲ問ヒ總員一致ノ同意ヲ得タル上ハ之ヲ以テ会議ニ換フル事

第十一條 元締会ノ議案ハ社長及ヒ元締ノ一人ニテモ之ヲ提出ヲ得

## スル事ヲ得

第十二条 会社ノ業務ニシテ成例成規アリ事体重要ナラサルモノハ元締会ヲ径スシテ社長之ヲ施行スル事ヲ得

第十三条 元締会ノ評議ヲ径スシテ施行シタル事項及ヒ前回ノ元締会後ニ生シタル事項ハ次回ノ元締会ニ報告シ元締ヲシテ業務ノ全般ニ通曉セシム

第十四条 元締会ニ議事録ヲ備置議事ノ成績ヲ詳記シ出席員之ニ記名捺印ス

第十五条 元締会ノ書記ハヲ以テ之ニ充ツ

## 六

現在は当時の諸会社の契約や規則について比較検討できる段階ではないと思うので、これ以上立ち入った解説はしないが、最後に一言したい点はつぎのとおりである。それは合名会社三井呉服店は独立の企業ではなくして、三井家大元方（のちには三井家仮評議会、三井家同族会）を「本社」とし、銀行・物産・鉱山の三社と並立する「支店」の性格をもつということである。「本社」が法人となっていないので、各合名会社が独立の企業である形をとっているだけである。この時期の三井家の本支店関係については森川英正氏の克明な研究（「三井財閥の経営組織」、「経営志林」第六卷一・二号、一九六九年）があるので参照されたい。